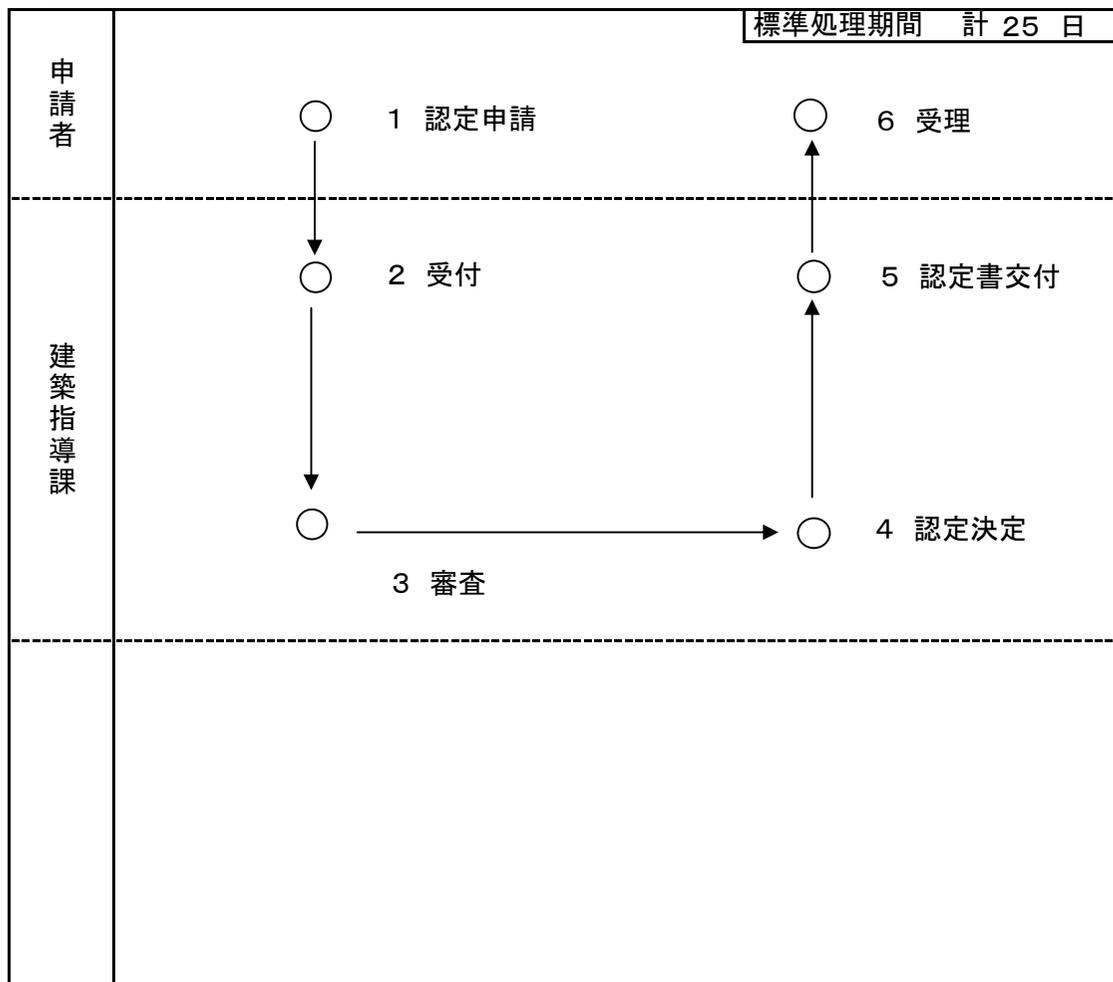


事務処理フロー図

事務名 東京都建築安全条例に基づく認定(条例第32条に係るものを除く)

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話30-745~748

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口(建築指導課、島部は各支庁)に申請書を提出します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば受け付けます。
3	審査	認定することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	認定決定	認定を決定し、認定書を作成します。
5	認定書交付	認定書を申請人に対し交付します。
6	受理	